

NO.	サービス種類	質問項目	質問内容詳細（神戸市HP掲載文）	神戸市の回答
1	就労継続支援（B型）	報酬の算定要件に関する質問	短時間利用減算について、算定利用時間とは、来所から退所まで（休憩時間を含む時間）でよいか。 例えば、10時から14時までの利用者が昼休憩を1時間とった場合、工賃が発生しているのは3時間となるが、この場合この方は4時間未満の利用者に含まれるのか。	利用開始時間から利用終了時間で算定してください。 なお、当該減算は【「利用者の就労や生産活動等への参加等」をもって一律に評価する報酬体系】の基本報酬を算定している事業所のみが対象です。
2	就労継続支援（B型）	報酬の算定要件に関する質問	従来は工賃総額を支払い対象者数で除していたが、2024年度の基本報酬を届出の平均工賃月額是新方式で算出すればよいか。	2024年度の基本報酬区分の平均工賃月額を算定する際は、報酬改定後の算定方法（2023年度の年間工賃支払総額÷2023年度の平均利用者数）で算定してください。
3	就労継続支援（B型）	報酬の算定要件に関する質問	2024年4月にサービス費を請求する際（3月の通所実績に対する請求）、見直された新しい基本報酬で請求してもよいか。	2024年3月のサービス提供分の報酬請求は、請求日が2024年度であっても、2023年度の基本報酬で請求してください。
4	生活介護	その他	サービス提供時間が9時～16時（7時間）の場合、7時間以上8時間未満の提供時間として算定して問題ないか。	サービス提供による報酬は、現に要したサービス提供時間ではなく、生活介護計画（個別支援計画）に位置付けられた生活介護を行うのに要する標準的な時間に応じて、所定単位数を算定してください。 なお、令和6年4月から生活介護計画の見直しまでの間は、前月の支援実績等や、本人の利用意向の確認を行うことにより、標準的な時間を見込んでください。
5	放課後等デイサービス	報酬の算定要件に関する質問	4月より法改正が施行されますが、現時点で個別サポート加算がついている方はそのまま4月以降も算定可能でしょうか。	放課後等デイサービスについて受給者証に個別サポート加算Ⅰの表記がある場合、2024年4月以降も同一の給付決定期間内は、個別サポート加算Ⅰのケアニーズの高い障害児（就学児サポート調査表13点以上）にあたります。 なお、著しく重度の障害児に該当する場合は、改めて受給者証に個別サポート加算Ⅰ（重度）と表記し、再発行します。
6	放課後等デイサービス	報酬の算定要件に関する質問	下記のようなサービス提供時間が6時間で計画支援時間が5時間を超える場合の1時間を超える部分は延長支援加算として算定可能ですか。＜サービス提供時間＞ 10:00～16:00 ＜計画支援時間＞ 10:00～16:00 ＜実際の支援時間＞ 10:00～16:15 上記の場合10:00～15:00：基本報酬 15:00～16:15：延長支援加算として考えてよいですか。	この度の基本報酬の改定に合わせて改定された「延長支援加算」については、下記の算定要件を満たす必要があります。 ①加算の届出を行っていること。 ②算定しようとする児童の個別支援計画に定めた支援に要する時間（「計画時間」という。）が5時間（放課後等デイサービス平日は3時間）であること。 ③運営規程に定められている営業時間が6時間以上であること。 ④延長支援を必要とする理由及び延長支援時間を個別支援計画に記載し、保護者の同意を得ていること。 ⑤延長支援時間は計画時間の前後で、1時間以上で設定されていること。（前後の時間を合算して1時間以上とすることは不可。また、送迎時間は含まない。） ⑥延長支援を行う時間帯に2人以上の従業者を配置すること（利用児童10名以下の場合）。うち、1人以上は人員基準により置くべき従業者（児発管を含む）を配置すること。 ⑦実利用時間をサービス提供実績記録票に記録すること。 請求に当たっては、計画時間に応じた区分で算定してください（計画時間よりも長くなった場合も計画時間で算定してください）。計画時間より実利用時間が短くなった場合はその理由に関わらず、実利用時間により算定してください。利用者の都合により実際の延長支援時間が1時間未満となった場合は、1時間の未満の区分での算定してください。その場合でも30分以上の支援時間であることが必要です。
7	放課後等デイサービス	届出に関する質問	令和6年4月からの報酬改定に対応したこの届出書(様式第5号給付費算定にかかる体制等に関する届出書)はいつ公示されるのか。 また、令和6年4月からの体制についての届出書の提出期限はいつになるのか。	届出様式をホームページに掲載しましたので、当該様式で加算届を作成・提出してください。期限はホームページに掲載のとおりです。 https://www.city.kobe.lg.jp/a20315/business/annaitsuchi/hogaifukushi/shinse/kasantodoke.html
8	放課後等デイサービス	届出に関する質問	新規の契約書や新規重要事項説明書の様式はあるのか。	神戸市において、契約書や重要事項説明書の様式を定めておりません。 下記の本市HPに掲載している集団指導の資料を確認の上、見直しをお願いいたします。 https://www.city.kobe.lg.jp/a20315/syuudanshidou/syogair5.html

NO.	サービス種類	質問項目	質問内容詳細（神戸市HP掲載文）	神戸市の回答
9	放課後等デイサービス	報酬の算定要件に関する質問	延長支援加算についての質問です。営業時間内であっても平日は3時間以上、学校休業日は5時間以上の支援（各区分1時間以上の利用）を行った場合は延長支援加算を申請できますか。	No. 6 でまとめて回答します。
11	放課後等デイサービス	報酬の算定要件に関する質問	専門的支援体制加算の要件について ①この加算の要件は、基準人員2名（児童定員10人の事業所）のほかに加算の要件に達した1名の計3名必要ですか？ ②基準人員の一人がこの要件に達していても体制加算は算定されないのですか？ ③児童指導員等加配加算を算定する場合は、この3人目の人員で体制加算と加配加算の両方を算定できますか？ ④もしくはそれぞれ加算を算定するための人員を配置し計4人となりますか？	専門的支援体制加算は、基準人員（児童指導員等加配加算を算定している場合においては、当該加算の算定に必要なとなる従業者の員数を含む。）に加え、理学療法士等の専門職員を1以上配置（常勤換算による配置）し、支援を行った場合に算定するものです。 したがって、基準人員の一人が専門職員である場合は算定できません。また、同一人物について児童指導員等加配加算と専門的支援体制加算の両方を算定することはできません。
12	就労継続支援（B型）	届出に関する質問	令和6年4月からの報酬改定に対応したこの届出書（様式第5号給付費算定にかかる体制等に関する届出書）はいつ公示されるのか。 また、令和6年4月からの体制についての届出書の提出期限はいつになるのか。	No. 7の回答のとおり。
15	放課後等デイサービス	人員基準に関する質問	重心型の児童発達支援・放課後等デイサービスを運営しています。 現在5人定員ですが、R6改定で重心型の利用定員が5人以上7人以下となりましたが、5人以上7人以下で受け入れる場合の人員配置はどうなりますか。また4月以降7人以下受け入れる場合には、新たに定員の変更届は必要ですか。	利用定員を変更する場合は、指定変更の手続きが必要です。基準人員の規定は同じですが、利用児の安全等が確保できる人員を配置してください。
16	計画相談支援	届出に関する質問	令和6年度の報酬改定に伴い分類が増えた加算（児童指導員等加配加算、専門的支援加算、個別サポート加算、強度行動障害児支援加算）については、改めて届出は必要か。	届出の提出がなければ、低い方の区分として取り扱います。届出様式はホームページに掲載しましたので、当該様式で加算届を作成・提出してください。 https://www.city.kobe.lg.jp/a20315/business/annaitsuchi/s-hogai-fukushi/shinse/kasantodoke.html
17	放課後等デイサービス	報酬の算定要件に関する質問	児童指導員等加配加算について質問です。 その他従業者とは具体的にどのような人が該当しますか。特に資格等を持っていない非常勤職員でもあてはまりますか。	その他従業者とは、児童指導員又は保育士、機能訓練担当職員、看護職員等の資格等を持っていない従業者で、常勤、非常勤を問いません。児童指導員等を配置した場合と報酬単価が異なります。
18	児童発達支援	報酬の算定要件に関する質問	児童指導員等加配加算の取得条件は経験年数で判断し、保育士や児童指導員の区別はなくなった理解でいいですか。また、専門的支援加算条件の理学療法士等とは昨年までの5年以上の保育士も含まれますか。児童発達支援・放課後等デイサービスに分けて教えてください。	令和6年度報酬改定により、専門職による支援は専門的支援加算で、経験ある人材の活用は児童指導員等加配加算で評価されることになりました。 児童指導員等加配加算について、お見込みのとおり児童指導員、保育士の区別はありません。配置形態（常勤・非常勤等）及び従業者の児童福祉事業等に就いた経験年数に応じた報酬区分となっています。 専門的支援加算は、体制加算と実施加算の2段階で評価されます。体制加算で配置する専門職員に、保育士・児童指導員（資格取得後に5年以上児童福祉事業に従事したものに限り。）が含まれます。児童発達支援・放課後等デイサービス同様です。
20	就労継続支援（B型）	その他	就労選択支援に関して、実施主体になる為にはどのように申請を行えばよいか。また、就労選択支援員の要件である就労選択支援員養成研修の修了に関して、経過措置として、就労選択支援員養成研修開始から2年間は基礎的研修又は基礎的研修と同等以上の研修の修了者を就労選択支援員とみなすとあるが、基礎的研修とはどのようなものでどのように受講するものか。また、基礎的研修と同等以上の研修の修了者とは具体的にどのようなことを指すのか。	研修など就労選択支援の詳細については、現段階で国から通知がありませんので回答できません。
23	放課後等デイサービス	届出に関する質問	令和6年障害福祉サービス等報酬改定により「延長支援加算」の見直しが行われました。延長支援加算を請求するにあたり、市へ加算届を提出する必要がありますか。	No. 6 でまとめて回答します。

NO.	サービス種類	質問項目	質問内容詳細（神戸市HP掲載文）	神戸市の回答
24	就労継続支援（A型）	届出に関する質問	就労継続支援A型事業所におけるスコア表が更新されていないが、いつ更新されるのか。	届出様式をホームページに掲載しましたので、当該様式で加算届を作成・提出してください。 https://www.city.kobe.lg.jp/a20315/business/annaitsuchi/hogaifukushi/shinse/kasantodoke.html
25	放課後等デイサービス	運営基準に関する質問	多機能型の事業所です。児童発達支援は新年度からは、最長5時間です。放課後デイサービスにおいても、休日の場合5時間利用が最長です。以前は放課後デイサービスは、休日の営業時間は、6時間でない報酬単価が低く設定されていました。新年度は、長期休暇の場合、それぞれ利用者の利用時間に合わせて報酬が決まることとなり、サービス提供時間を利用者の利用時間に合わせて、5時間以内にすることも可能になりますか。児童発達支援も同様の考え方でいいですか。	令和6年度の報酬改定で、児童発達支援及び放課後等デイサービスの基本報酬において、支援の提供時間に応じた区分が導入されました。「支援の提供時間」は、個別支援計画に位置付けられた内容の支援を行うのに要する標準的な時間（個別支援計画に定めた個々の利用者の支援時間）です。なお、営業時間（運営規程に定める事業所としてのサービス提供時間）が6時間未満に該当する場合の開所時間減算については変更なく、適用されますのでご注意ください。
27	居宅介護	届出に関する質問	・2024年4月、5月は前年度と同じ区分で算定 ・2024年6月は新加算「福祉・介護職員等処遇改善加算Ⅱ」を算定しており、上記で届出をする場合、すべての月の分の計画書は4/15締切だが、体制届と体制等状況一覧表は4月・5月分は不要、6月分は5/15締切という考え方でよいか。	処遇改善加算等を2024年4月、5月に前年度と同じ区分で算定する場合の提出書類は、処遇改善計画書のみとなります。提出期限は4/15です。 ※厚生労働省の案内では、体制届・体制状況一覧表（4,5月分と6月以降分の両方）、処遇改善計画書を4/15までに提出することとなっていますが、神戸市では取り扱いを変更しています。
28	就労継続支援（B型）	報酬の算定要件に関する質問	食事提供体制加算の算定に当たり、下記の要件を満たす必要があるということでしょうか。 ①当該事業所の従業者として、又は外部との連携により、管理栄養士又は栄養士が食事の提供に係る献立を確認していること。 ②食事の提供を行った場合に利用者ごとの摂食量を記録していること。 ③利用者ごとの体重又はBMIをおおむね6月に1回記録していること。	お見込みのとおりです。
29	放課後等デイサービス	報酬の算定要件に関する質問	個別サポート加算(i)基準人員が強度行動障害（基礎）を持っていても算定できるか。基準とは別の人員配置が必要ですか。	個別サポート加算（I）については、①受給者証に記載されたケアニーズの高い障害児を対象とする加算、②この障害児に対して強度行動障害支援者養成研修（基礎研修）修了者を配置して、当該職員が当該児童に支援を行った場合に更に30単位を加算するもの、③受給者証に記載された全介助を必要とする著しく重度の障害児を対象とする加算の3種類があります。 ②については予め届出を行ったうえで、対象の児童に対して、強度行動障害支援者養成研修（基礎研修）修了者を配置してその者が支援した場合に算定できます。児童発達支援管理責任者は直接支援を行わない人員のため不可ですが、それ以外の基準人員であれば可です。
30	放課後等デイサービス	報酬の算定要件に関する質問	個別サポート加算取得にあたりサポートが必要な児童に支援を行った際は普段の記録とは別で専用の記録が必要ですか。	児童相談所等との連携が必要な要保護児童・要支援児童を対象とした個別サポート加算（Ⅱ）及び不登校の状態にある障害児を対象とした個別サポート加算（Ⅲ）については、当該支援の記録の作成・保管が算定要件とされています。個別サポート加算（Ⅰ）については、個別サポートⅠが記載された受給者証の写しの保管が必要ですが、専用の記録は要件となっていません。
31	放課後等デイサービス	報酬の算定要件に関する質問	専門的支援実施加算は配置した専門的支援体制加算の人員が指導した場合に限りますか。小集団を2グループ行う際の追加の人員は専門職以外（その他職員等）でも可能ですか。	専門的支援については、個別での実施を基本としつつ、個々のニーズを踏まえた支援を確保した上で、小集団（5名程度まで）による実施又は指定通所基準の規定により配置すべき従業者を配置して小集団の組み合わせによる実施も可能とする。この場合、小集団ごとに指定通所基準の規定による人員基準を満たす必要はない。

NO.	サービス種類	質問項目	質問内容詳細（神戸市HP掲載文）	神戸市の回答
37	放課後等デイサービス	処遇改善加算に関する質問	旧3加算は「処遇加算Ⅰあり 特定加算なし ペア加算あり」だが、法人内一部の事業所で、キャリアパス要件ⅣをR6.4～満たす職員が1以上となり、「別表様式6-2(4)令和6年4月以降の加算区分の特定加算」が「なし」から「Ⅱ」へ自動算定された場合、加算の区分が変更になったとして加算届・体制届・体制状況一覧表の提出が必要か。	お見込みのとおり。
38	保育所等訪問支援	処遇改善加算に関する質問	本年度から指定を受けて運営しており、指定申請時には、処遇改善加算はなし、訪問支援員特別体制での加算はありで提出しているが、処遇改善計画書の提出は必要か。	処遇改善加算を算定する場合は、加算届を提出して下さい。
40	放課後等デイサービス	処遇改善加算に関する質問	処遇改善加算の1/2は4月より基本給に含むということだが、法定福利費も1/2の中に含まれるのか（基本給+法定福利費で1/2にしてもよいのでしょうか）	法定福利費も含まれます。
43	児童発達支援	報酬の算定要件に関する質問	関係機関連携加算は、(Ⅰ)(Ⅱ)は電話及びZOOMでも可能でしょうか。	関係機関連携加算の要件とされている会議については、テレビ電話装置等（リアルタイムでの画像を介したコミュニケーションが可能な機器）を活用して行うことができるものとされていますが、電話やメール、LINEなどは不可です。なお、開催日時・関係機関名・出席者・主な内容等の会議要旨を記録しておく必要があります。
45	児童発達支援	処遇改善加算に関する質問	既に福祉専門職員配置等加算Ⅲの要件を満たしている状態だが、加算は取得していない。本年から4月から新たにベースアップ加算申請を行いたい、可能か。その場合、必要な申請書類は何か。また、処遇改善加算の計画書は、事業所数が10以下の法人でも11以上の方の様式なのか。	ベースアップ加算の取得は可能です。様式第5号の体制届、別紙1、処遇改善加算計画書を提出してください。処遇改善計画書は事業所数が10以下の法人でも11以上の方の様式で届出してよいです。
46	生活介護	処遇改善加算に関する質問	同法人で生活介護事業と就労継続支援B型事業を運営している。4月からB型事業所の人員配置及び工賃区分を変更予定であるが、今回の処遇改善加算申請にあたっては、いずれか先に申請するほうがよいか。	処遇改善加算の届出とその他の加算届は、いずれを先に提出しても構いません。届出様式をホームページに掲載しましたので、当該様式で加算届を作成・提出してください。 https://www.city.kobe.lg.jp/a20315/business/annaitsuchi/hogai-fukushi/shinse/kasantodoke.htm
55	居宅介護	処遇改善加算に関する質問	介護保険では虐待防止措置実施の有無についての書類提出（介護給付に係る体制状況一覧表）の提出が義務付けられているのですが、障害福祉サービスでは必要ありませんでしょうか。	必要ありません。
56	自立訓練（機能訓練）	報酬の算定要件に関する質問	この度の報酬改定に伴い、「視覚・聴覚言語障害者支援体制加算(Ⅰ)」に当センターが該当することに伴い、「視覚・聴覚言語障害者支援体制加算(Ⅰ)に関する届出書」の届出が必要であると認識をしている。神戸市HPによれば4月上旬掲載と記載があったが、届出について厚生労働省HPに記載のある https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000202214_00009.html 「令和6年度障害福祉サービス等報酬改定について」事務連絡の（加算の届出様式）上から8番目にある「視覚・聴覚言語障害者支援体制加算」様式を厚労省HPから直接ダウンロードして記載後提出してよいか。また、「体制等状況一覧表」も様式が修正されているので、併せて厚労省HPからダウンロードして記載して提出してよろしいか。当センターは、同加算の対象（41単位）となっており、報酬改定に伴って上述加算(Ⅰ)の対象となっているという認識である。厚労省Q&Aによれば、「4月の当月中に提出すれば4月1日に遡って適用する」との回答があった。同加算等に関する届出は、通常は4/15までの貴市まで届出というルールとの認識だが、今回のみ4月末までの届出で4月中の利用分から算定できて、5月時に同加算改定を反映した形で請求が可能か。	届出様式をホームページに掲載しましたので、当該様式で加算届を作成・提出してください。ホームページに掲載のとおり、4月16日以降に受け付けたものは5月に請求できず6月の請求となります。 https://www.city.kobe.lg.jp/a20315/business/annaitsuchi/hogai-fukushi/shinse/kasantodoke.html

NO.	サービス種類	質問項目	質問内容詳細（神戸市HP掲載文）	神戸市の回答
57	共同生活援助	届出に関する質問	令和6年4月1日以降の加算の変更は新様式で提出してくださいとあるが、4月上旬に掲載予定と記載されている新様式掲載の具体的な日程を教えてください。	届出様式をホームページに掲載しましたので、当該様式で加算届を作成・提出してください。 https://www.city.kobe.lg.jp/a20315/business/annaitsuchi/s-hogaifukushi/shinse/kasantodoke.html
61	就労継続支援B型	処遇改善加算に関する質問	これまでの処遇改善加算ではサービス管理責任者を対象としなかった場合もあった。しかし、新しい処遇改善加算ではサービス管理責任者も対象としてよいか。厚労省の通知(障障発0326第4号令和6年3月26日)3ページを参照。	サービス管理責任者は処遇改善加算ではなく特定書風改善加算の対象です。3頁は特定処遇改善加算の配分比率の話を入れたものであり、処遇改善加算の対象の福祉・介護職員については4頁記載のとおりです。
67	就労継続支援(B型)	届出に関する質問	当事業所で検討中の訪問支援特別加算と地域協働加算について、届け出の様式と条件についてどこに詳しく掲載しているか。	届出の様式はこちらでご確認ください。同頁に厚生労働省のリンクがあるので要件の詳細はそちらの通知をご確認ください。 https://www.city.kobe.lg.jp/a20315/business/annaitsuchi/s-hogaifukushi/shinse/kasantodoke.html
69	居宅介護	報酬の算定要件に関する質問	居宅介護事業所の特定事業所加算の算定要件についての質問です。(区分5以上である者、喀痰吸引等を必要とする者並びに重症心身障害児及び医療的ケア児の占める割合が30%以上)は、1.区分5以上である者 2.喀痰吸引等を必要とする者 3.重症心身障害児及び医療的ケア児のそれぞれ30%以上と読むのか、合計が30%以上と読むのかどちらでしょうか。これまで、1と2の要件で合計が30%以上ということだったと思います。今回は3の要件が追加されたにも関わらず経過措置が追加されたということは、それぞれ30%以上が必要ということでしょうか。	令和6年度障害福祉サービス等報酬改定の概要では、居宅介護の特定事業所加算の加算要件(重度障害者への対応、中重度障害者への対応)に、医療的ケア児及び重症心身障害児を追加と記載されています。従来の計算方法を変更するという内容の通知も出ていないため、対象者の合計が30%以上ということになります。
70	就労継続支援B型	届出に関する質問	人員配置区分を「7.5:1」から「6:1」に変更するために提出しなければいけない確認書類は「勤務形態一覧表」のみでよいのか。こちらはファックスで送っていいか。郵送のみか。	加算届・別紙1・参考様式1を郵送で提出してください。
72	共同生活援助	運営基準に関する質問	神戸市から後日、令和6年度報酬改定に対応した運営規定のひな型が発表されると回答を得たが、1ひな形発表 2個々の事業所に対応したものを作成 3作成後、変更届 上記のような、ひな形発表後の変更届で問題ないか。	届出様式をホームページに掲載しましたので、当該様式で加算届を作成・提出してください。 https://www.city.kobe.lg.jp/a20315/business/annaitsuchi/s-hogaifukushi/shinse/kasantodoke.html
74	就労継続支援(B型)	届出に関する質問	HPは見たがまだ見当たらないので、15日までに提出する書式はまだ公開されていないという認識でよいか。	届出様式をホームページに掲載しましたので、当該様式で加算届を作成・提出してください。 https://www.city.kobe.lg.jp/a20315/business/annaitsuchi/s-hogaifukushi/shinse/kasantodoke.html
76	就労継続支援(A型)	処遇改善加算に関する質問	現在、事業所の体制届の作成を行っており、6月開始の(新)処遇改善加算の算定に關します体制届(加算届)(以下:体制届)の提出について質問をしたい。現在の処遇改善加算の算定は○処遇改善加算Ⅰ ○ベースアップ加算の2つの加算を取得している。本年4月～5も上記の見込み。本年6月からは、新制度移行にて○新制度の処遇改善加算Ⅲを取得の見込み。そこで、上記を前提として体制届について、①体制届は4月体制分と6月体制分と両方の提出が必要か。②6月体制分の体制届様式第5号の異動等の区分での(新)処遇改善加算の取り扱いとしては、「新規」もしくは「変更」のどちらの取り扱いか。③6月体制分の体制届様式第5号の異動等の区分での(旧)処遇改善加算の取り扱いとしては、「終了」の取り扱いか。④(新)処遇改善加算の取り扱いが「新規」、(旧)処遇改善加算の取り扱いが「終了」なら、6月体制分の体制届の様式第5号の特記事項欄は「変更前(旧)処遇改善加算Ⅰ 有(旧)ベースアップ加算 有(新)処遇改善加算Ⅲ 無 変更後(旧)処遇改善加算Ⅰ 終了(旧)ベースアップ加算 終了(新)処遇改善加算Ⅲ 有」と記載するのにか。⑤体制届は郵送・持参もしくはオンライン申請のいずれか。⑥処遇改善計画書は郵送・持参もしくはオンライン申請のいずれか。	①⑤継続の場合は体制届は不要ですが、新規・区分変更の場合は必要です。継続の場合はE-kobeを、新規・区分変更は体制届と計画書を監査指導部に郵送・持参してください。 ②③④新加算への移行は旧加算からの変更扱いです。 計画書は4,5月分と6月から翌3月のものを作成してください。

NO.	サービス種類	質問項目	質問内容詳細（神戸市HP掲載文）	神戸市の回答
93	生活介護	届出に関する質問	福祉専門職員等加算（Ⅰ）と（Ⅲ）を同時に算定する場合、「介護給付費等の算定に係る体制等状況一覧表」以外、何か届けは必要か。	体制状況一覧表に記載されている別紙と、その別紙に記入してある必要書類を添付して、加算届を提出してください。 https://www.city.kobe.lg.jp/a20315/business/annaitsuchi/hogai Fukushi/shinse/kasantodoke.html
94	就労継続支援（B型）	届出に関する質問	R6年3月まで就労継続支援B型（Ⅰ）（7.5：1）を算定していた場合、新たな人員配置6：1を満たした上で就労継続支援B型（Ⅰ）（6：1）を算定する場合、変更届は必要か。	加算届を提出しなければ、7.5：1の区分で扱います。